

伊 勢 市 公 報

第 68 号
平成 20 年 9 月 5 日
金 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市平家の里利用施設条例施行規則の一部を改正する規則	2
教育委員会規則	
○ 伊勢市立伊勢図書館規則及び伊勢市立小俣図書館規則の一部を改正する規則	5
議会規則	
○ 伊勢市議会事務局設置条例施行規則の一部を改正する規則	9
告 示	
○ 伊勢都市計画の変更認可に伴う変更後の伊勢都市計画の図書の縦覧について	12
議会告示	
○ 伊勢市議会図書室規程の一部を改正する告示について	13
上下水道事業告示	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	15
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の有効期間満了について	16
公 告	
○ 犬の抑留について	17
○ 農業経営基盤強化促進法第 6 条第 1 項の規定に基づく基本構想の変更について	18
病院事業公告	
○ 看護大学入学試験の推薦について	19

伊勢市平家の里利用施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公

布する。

平成 20 年 8 月 27 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 34 号

伊勢市平家の里利用施設条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市平家の里利用施設条例施行規則（平成 18 年伊勢市規則第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の次に次の 5 条を加える。

（選定委員会の設置）

第 1 条の 2 市長は、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年伊勢市条例第59号)第 4 条第 1 項の規定により指定管理者の候補を選定しようとするときは、同条第 2 項の規定により伊勢市平家の里利用施設指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

2 選定委員会は、指定管理者の候補を選定し、及び議会の議決をした時点をもってその職務を終了する。

（選定委員会の組織）

第 1 条の 3 選定委員会は、委員 5 人で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 知識経験を有する者

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

（委員長及び副委員長）

第 1 条の 4 選定委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 1 条の 5 選定委員会の会議は、市長が招集し、委員長が議長となる。

2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことがで

きない。

3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによるものとする。

(庶務)

第1条の6 選定委員会の庶務は、観光交通部観光企画課において処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市立伊勢図書館規則及び伊勢市立小俣図書館規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 20 年 8 月 25 日

伊勢市教育委員会
委員長 楠 田 英 子

伊勢市教育委員会規則第 8 号

伊勢市立伊勢図書館規則及び伊勢市立小俣図書館規則の一部を 改正する規則

(伊勢市立伊勢図書館規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市立伊勢図書館規則（平成 17 年伊勢市教育委員会規則第 25 号）
の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 号中「所定の場所以外で」を「館内で」に改める。

第 10 条に次の 1 項を加える。

3 第 1 項の利用者カードは、伊勢市立小俣図書館（以下「小俣図書館」と
いう。）においても利用できる。

第 11 条第 1 項中「資料」の次に「及びその冊数並びに期間」を加え、「1 人
5 点以内」を「本図書館及び小俣図書館において次のとおり」に、「必要と認め
る」を「特に必要があると認める」に改め、同項に次の表を加える。

資料	冊数	期間
図書	10 冊以内	2 週間以内。ただし、 課題図書等の一部書籍 は、1 週間以内とする ことができる。
雑誌	5 冊以内	2 週間以内。ただし、 週刊誌は、1 週間以内 とすることができる。

第 11 条第 2 項を削る。

第 14 条号中「団体利用者カード（様式第 5 号）」を「利用者カード（様式第
3 号）」に改める。

第 15 条中「30 点」を「50 点」に改める。

様式第 2 号から様式第 5 号までを次のように改める。

様式第 5 号 削除

(伊勢市立小俣図書館規則の一部改正)

第2条 伊勢市立小俣図書館規則(平成17年伊勢市教育委員会規則第26号)の一部を次のように改正する。

目次中「第2章 図書館(第2条―第13条)」を「第2章 図書館
第1節 図書館の利用等(第2条―第10条) 第2節 図書館協議会(第11条―第13条) 第3節 伊勢市立小俣図書館指定管理者選定委員会(第13条の2―第13条の3)」に改める。

第2条第1項中「伊勢市」を「本市」に改め、同条第2項中「様式第1号」を「伊勢市立伊勢図書館規則(平成17年伊勢市教育委員会規則第25号。以下「伊勢図書館規則」という。)様式第2号」に、「利用者カード(様式第2号)」を「伊勢図書館規則様式第3号に定める利用者カード」に改め、同項に次の後段を加える。

この場合において、利用者カードは、伊勢市立伊勢図書館においても利用できる。

第2条第4項中「次のとおりとし、1人合計5点以内」を「本図書館及び伊勢図書館において次のとおり」に、「必要と認めた」を「特に必要があると認めた」に改め、同項の表中「5冊」を「10冊」に改め、「2週間以内」の次に「。ただし、課題図書等の一部書籍は、1週間以内とすることができる。」を加え、「3冊」を「5冊」に、「1週間以内」を「2週間以内。ただし、週刊誌は、1週間以内とすることができる。」に改め、同条の前に節名として次のように付する。

第1節 図書館の利用等

第3条第2項中「様式第3号」を「伊勢図書館規則様式第4号」に、「利用者カード(様式第4号)」を「伊勢図書館規則様式第3号に定める利用者カード」に改め、同条第3項中「30冊」を「50冊」に改める。

第7条第2項中「(様式第5号)」を「(様式第1号)」に改める。

第9条第2項中「(様式第6号)」を「(様式第2号)」に改める。

第11条の見出しを「(組織)」に改め、同条の前に次の節名を付する。

第2節 図書館協議会

第13条中「図書館」を「伊勢市教育委員会(以下「教育委員会」という。)生涯学習・スポーツ課」に改め、同条の次に次の1節を加える。

第3節 伊勢市立小俣図書館指定管理者選定委員会

(設置)

第13条の2 教育委員会は、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年伊勢市条例第59号)第4条第1項の規定により指定管理者の候補を選定しようとするときは、同条第2項に規定する伊勢市立小俣図書館指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

2 前項の選定委員会は、指定管理者の候補を選定し、及び議会の議決をした時点をもってその職務を終了する。

(組織)

第 13 条の 3 選定委員会は、委員 5 人で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 知識経験を有する者

(2) 前号に掲げる者のほか、教育委員会が特に必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第 13 条の 4 選定委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 13 条の 5 選定委員会の会議は、教育委員会が招集し、委員長が議長となる。

2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによるものとする。

(庶務)

第 13 条の 6 選定委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習・スポーツ課において処理する。

第 18 条第 2 項中「(様式第 7 号)」を「(様式第 3 号)」に改める。

第 19 条中「(様式第 8 号)」を「(様式第 4 号)」に改める。

様式第 1 号から様式第 4 号まで削り、様式第 5 号を様式第 1 号とし、様式第 6 号から様式第 8 号までを 4 号ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定中目次の改正規定、第 2 条の前に節名を付する改正規定、第 11 条の前に節名を付する改正規定及び第 13 条の次に 1 節を加える改正規定は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の伊勢市立伊勢図書館規則及び伊勢市立小俣図書館規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

伊勢市議会事務局設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布
する。

平成 20 年 8 月 29 日

伊勢市議会議長 池田 ミチ子

伊勢市議会規則第 1 号

伊勢市議会事務局設置条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市議会事務局設置条例施行規則（平成17年伊勢市議会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「により」を「に基づき」に、「定めることを目的とする」を「必要な事項を定めるものとする」に改める。

第 3 条庶務系の項及び議事系の項を次のように改める。

庶務係

- (1) 儀式及び交際に関する事項
- (2) 議員の身分及び履歴に関する事項
- (3) 議員の議員報酬、費用弁償、福利厚生等に関する事項
- (4) 職員の人事、服務、給与、福利厚生等に関する事項
- (5) 議会の予算及び決算に関する事項
- (6) 文書の收受、発送、編集及び保存に関する事項
- (7) 公印に関する事項
- (8) 備品及び消耗品の管理に関する事項
- (9) 条例、規則その他の規程の制定及び改廃に関する事項
- (10) 議会の所管に係る情報公開及び個人情報の保護に関する事項
- (11) 事務局の庶務に関する事項

議事係

- (1) 議会の会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会等の議事に関する事項
- (2) 議案、請願書、陳情書及び意見書に関する事項
- (3) 会議録その他各種会議の記録に関する事項
- (4) 議決事項の処理に関する事項

(5) 傍聴に関する事項

第3条調査系の項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 市政に関する調査及び研究に関する事項

(2) 各種資料の収集及び作成並びに統計に関する事項

第3条調査系の項第4号中「及び調査」を削り、同項第7号を次のように改める。

(7) 行政視察の受入れ等に関する事項

第5条中「前条の規定のほか、」を「職員のうち」に改め、「、同条で規定する職名のほか」を削る。

第6条第2項中「事項は」を「事項については」に改め、「平成17年伊勢市訓令第3号)」の次に「の規定」を加える。

第7条を次のように改める。

(伊勢市文書管理規程等の準用)

第7条 法令及びこの規則その他別に定めるもののほか、事務局の事務の処理及び職員の服務については、伊勢市文書管理規程（平成17年伊勢市訓令第6号）、伊勢市公文例規程（平成17年伊勢市訓令第7号）、伊勢市職員服務規程（平成17年伊勢市訓令第12号）その他の伊勢市の事務の処理又は職員の服務に関する諸規程の規定を準用する。

第8条を削る。

附 則

この規則は、平成20年9月1日から施行する。

伊勢市告示第64号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成20年8月29日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 都市計画の種類

伊勢都市計画用途地域

2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

3 縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課

4 問い合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課 電話0596-21-5591

伊勢市議会告示第2号

伊勢市議会図書室規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年8月29日

伊勢市議会議長 池田 ミチ子

伊勢市議会図書規程の一部を改正する告示

伊勢市議会図書室規程（平成20年伊勢市議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第100条第17項」を「第100条第18項」に改める。

第2条第1号中「第100条第15項及び第16項」を「第100条第16項及び第17項」に改める。

附 則

この告示は、平成20年9月1日から施行する。

伊勢市上下水道事業告示第 28 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 20 年 8 月 19 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
285	南設備	松阪市飯南町深野 3478 番地 1	平成 20 年 8 月 18 日

伊勢市上下水道事業告示第 29 号

次の工事店は、指定の有効期間満了に際し、伊勢市下水道排水設備指定工事店規程（平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号）第 8 条第 1 項の規定による指定の更新がなされなかったため、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 20 年 8 月 28 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	工事店名	所在地	有効期間 満了年月日
199	有限会社 大規	津市高茶屋小森町 1242 番地 23	平成 20 年 8 月 24 日

伊勢市公告第 76 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 20 年 8 月 19 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市黒瀬町	雑種	こげ茶	雌	中	91 日以上	首輪なし

2 抑留した日 平成 20 年 8 月 17 日

3 抑留期限 平成 20 年 8 月 20 日

4 連絡先

伊勢市環境部環境課（電話 0596-21-5541）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 77 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 6 条第 1 項の規定に基づく本市の基本構想を三重県知事の同意を得て変更したので、同条第 7 項の規定により公告し、変更後の当該基本構想を次のとおり縦覧に供します。

平成 20 年 8 月 27 日

伊勢市長 森 下 隆 生

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業部農林課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市病院事業公告第5号

次のとおり看護大学の入学試験の推薦を行います。

平成20年8月19日

伊勢市病院事業管理者 間島 雄一

1 推薦する試験及び人数

平成21年度 三重県立看護大学 特別選抜試験 地域推薦入学 1人

2 推薦依頼要件

次のいずれにも該当し、学校長が責任をもって推薦できる者とする。

- (1) 市立伊勢総合病院に4年以上就業する強い意思を有する者
- (2) 伊勢市と卒業後に貢献する地域の保健・医療・福祉について十分な話し合いを行っている者
- (3) 平成21年3月高等学校又は中等教育学校を卒業見込みの者
(高等学校、中等教育学校の所在地は、三重県内に限らない)
- (4) 調査書の「国語」、「数学」、「外国語」、「理科」、「地理歴史・公民」の評定平均値が3.8以上である者
- (5) 合格した場合、三重県立看護大学に必ず入学することを確約できる者

3 選考方法

作文及び面接

4 推薦依頼

(1) 提出書類

学校長による伊勢市長あての推薦依頼書(任意の様式) 1通

学校所定の調査書 1通

受験者本人の志望動機の作文(800字程度)

(2) 提出期限 平成20年9月30日(火)

(3) 提出先 市立伊勢総合病院 2階総務課管理係

(4) その他

推薦依頼人数は、1校について1人までとする。

伊勢市に推薦依頼をした者を、他の市町へは推薦依頼をしないこととする。

5 伊勢市の面接

- (1) 面接日 平成20年10月11日(土)
- (2) 面接場所 市立伊勢総合病院
- (3) 面接者 院長、副院長、看護部長、事務部長
- (4) 合否の決定 面接日後10日以内

6 三重県立看護大学の日程

出願期間 平成20年11月4日(火)～平成20年11月11日(火)

選抜期日 平成20年11月22日(土)

合格発表日 平成20年12月1日(月)

7 問い合わせ先

市立伊勢総合病院 事務部 総務課 管理係

電話番号 0596-23-5111(内線)216、214

FAX番号 0596-22-5770

電子メールアドレス hos-soumu@city.ise.mie.jp

- ## 8 その他
- この要項に定めのない事項は、三重県立看護大学平成21年度入学者選抜要項及び平成21年度特別選抜試験学生募集要項による。